
資料編

— 目 次 —

1	環境に関する市民アンケートの調査の結果……………	42
2	用語解説……………	52



1 環境に関する市民アンケート調査の結果

当市では、本見直し計画の策定と今後の取組に活かすため、「遠野市環境に関する市民アンケート調査」として、ごみ処理に係る市民意識等の調査を行いました。

なお、このアンケート調査は、第4次遠野市環境基本計画策定に係る調査と合わせて実施し、Q1からQ9までを同環境基本計画について、Q10以降をごみ処理についてそれぞれ質問を設定し回答いただいたことから、次ページの「(3) ごみ処理に関するアンケート調査結果」ではQ10以降の回答結果についてのみ記載しています。

(1) 調査方法

ア 調査対象

市民 1,000人、中学生 234人、事業所 70箇所

イ 調査内容及び対象者への送付

調査票の内容は、市民、中学生、事業所のそれぞれに応じた質問を設定しました。

調査票の送付は、市民については、当市に住民票がある18歳以上の方から1,000人を無作為に抽出して、郵便により調査票を送付し、中学生については、市内3校の中学2年生を対象とし、中学校に協力を要請しました。また、事業所に対しては、市内事業所から業種が偏らないように調整し、郵便により送付して、回収を行いました。

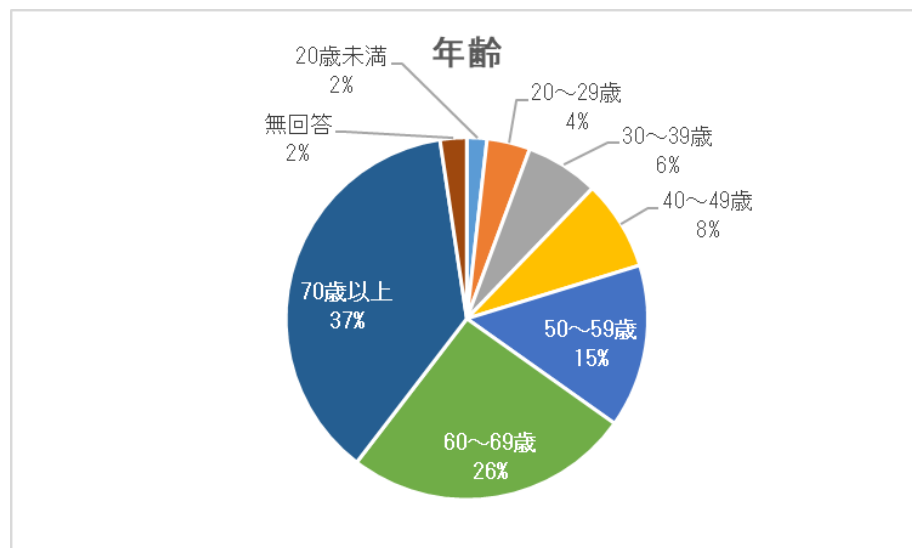
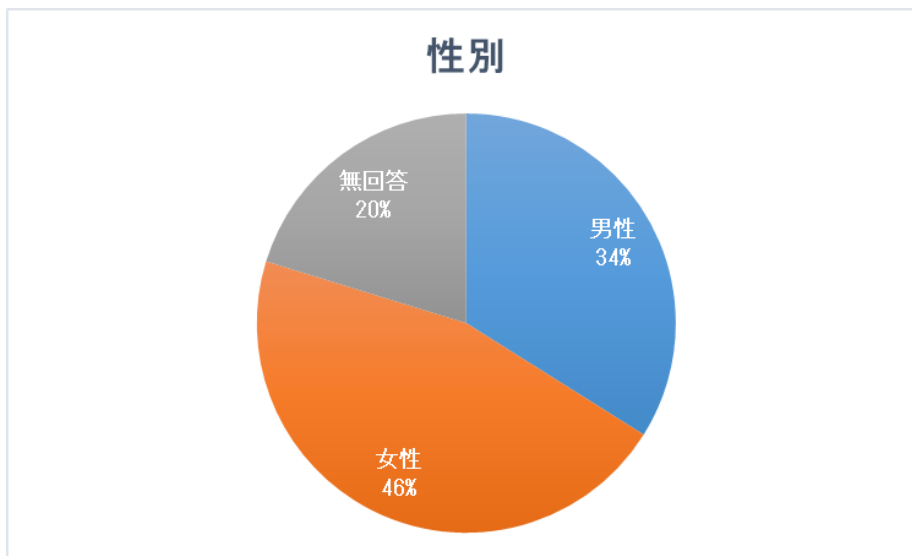
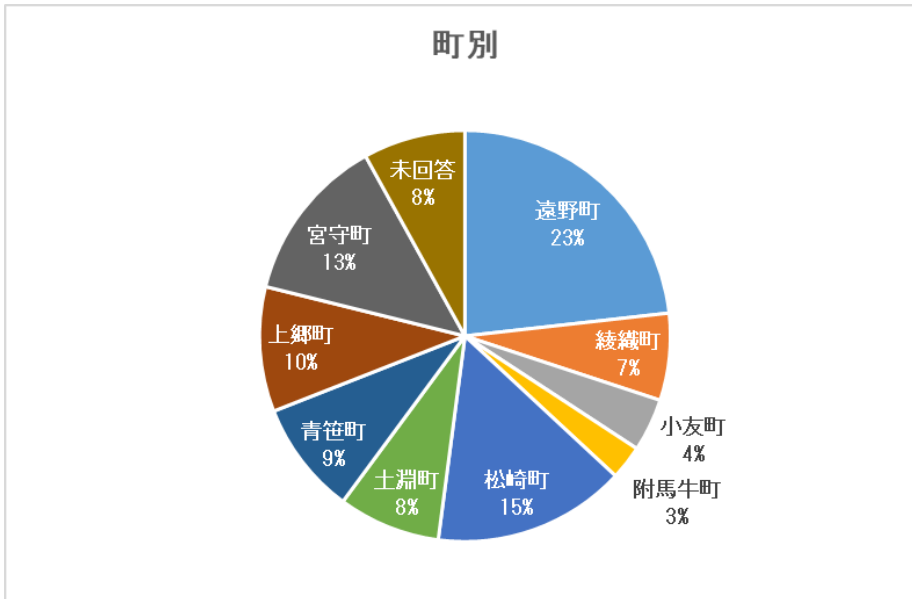
(2) 回答の状況

区分	配布部数	回収部数	回収率
市民	1,000	336	33.6%
中学生	234	226	96.6%
事業所	70	36	51.4%
計	1,304	598	45.9%

(3) ごみ処理に関するアンケート調査結果

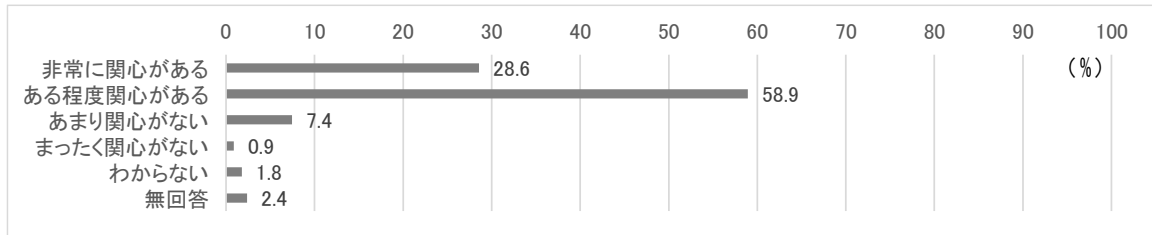
ア 市民

● 回答者の属性



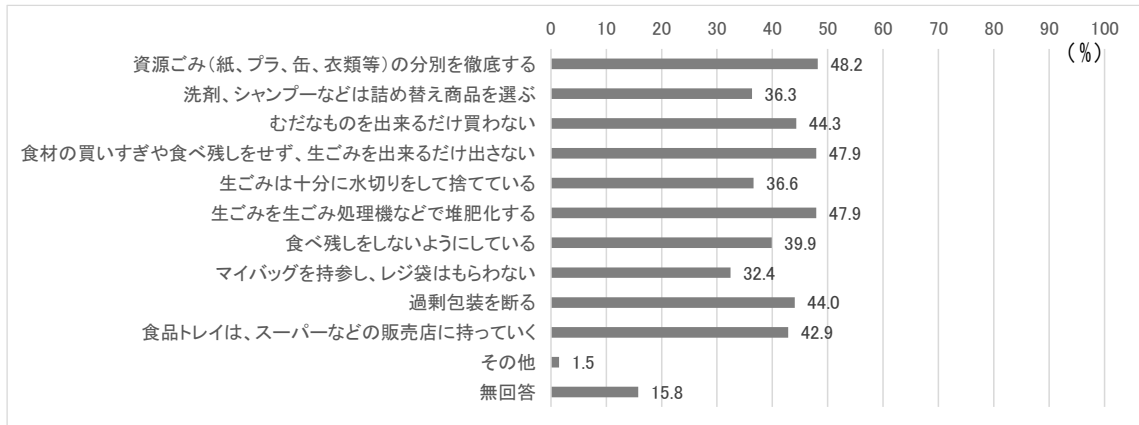
v 回答結果

Q10 あなたは、ごみの減量やリサイクルなどに関心はありますか。あてはまる項目1つに○印を記入してください。

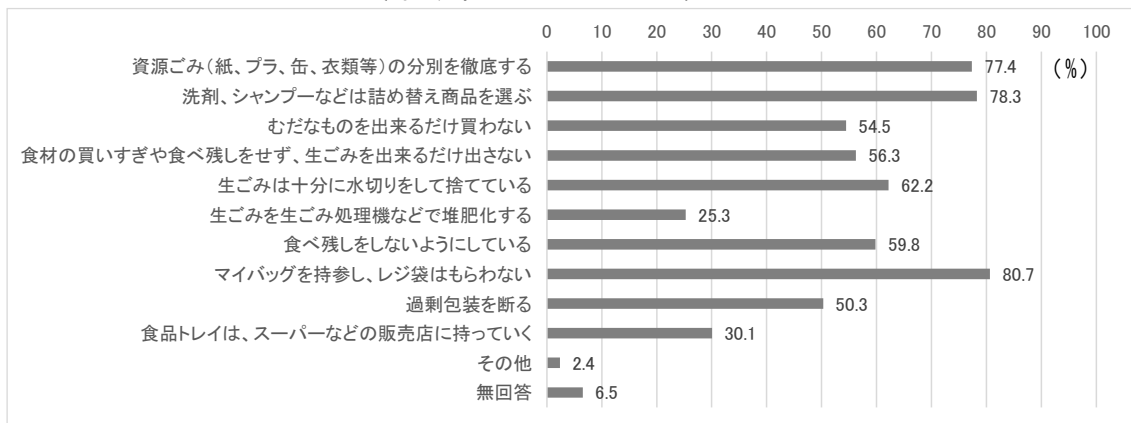


Q11 ごみの減量やリサイクルを進めるうえで大切なこと、また取り組んでいることについてお聞きします。それぞれ、該当する欄に○を記入してください。(複数回答可)

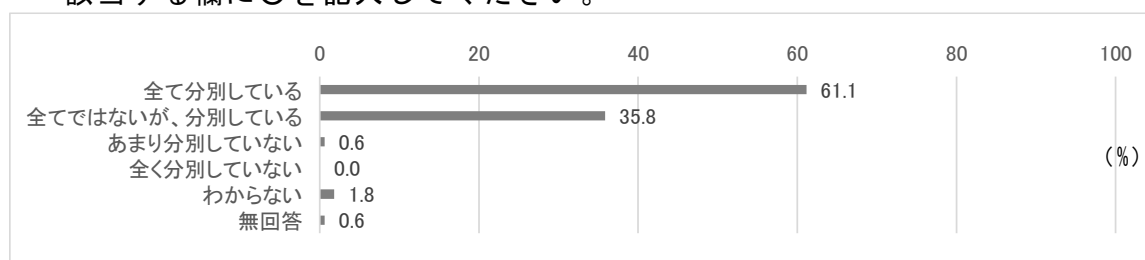
〔大切なこと〕



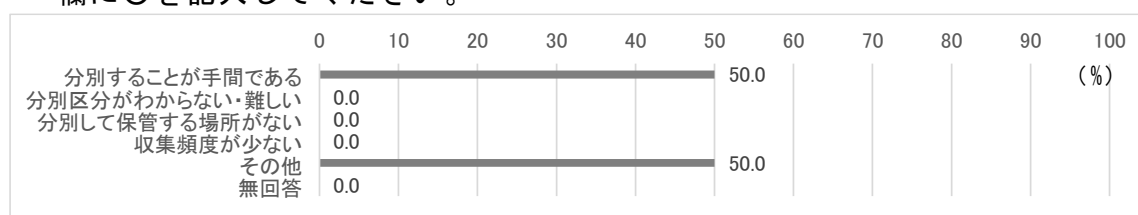
〔取り組んでいること〕



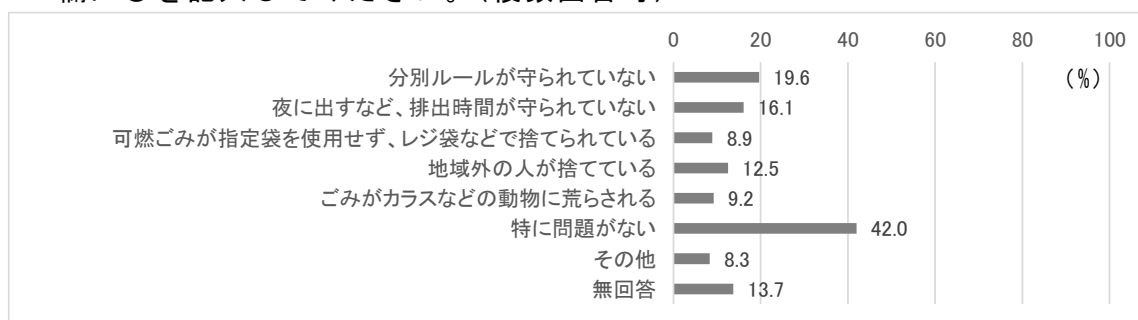
Q12-1 市では現在、もえるごみ、もえないごみ、資源ごみなど17種類に区分して収集を行っていますが、この分別区分のとおり、分別排出していますか。該当する欄に○を記入してください。



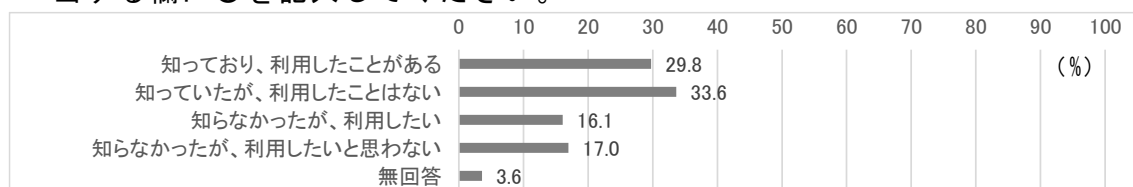
Q12-2 前の質問(Q12-1)で、「3 あまり分別していない」又は「4 全く分別していない」と回答した方にお聞きします。その理由は何ですか。該当する欄に○を記入してください。



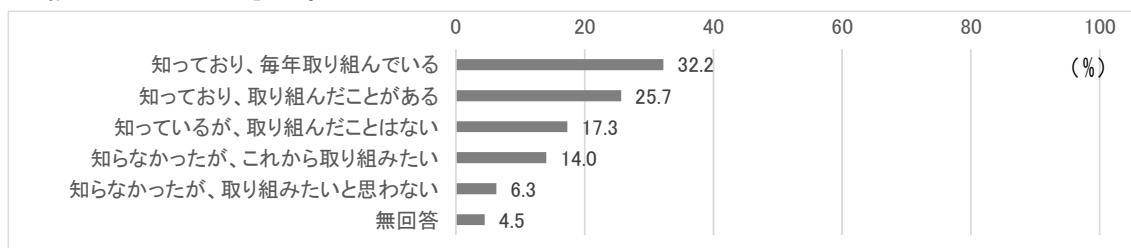
Q13 お住いの地域のごみ集積所で問題になっていることはありますか。該当する欄に○を記入してください。(複数回答可)



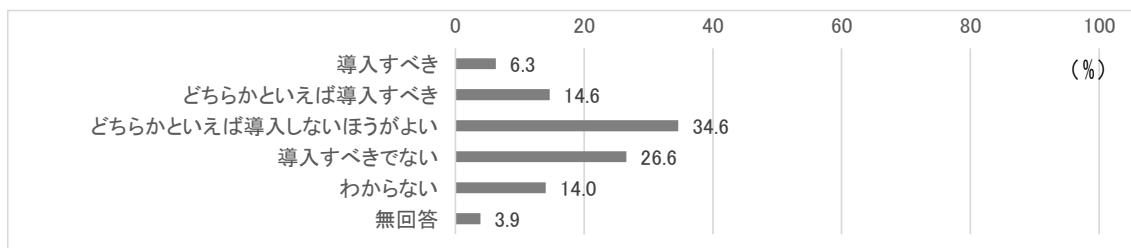
Q14 遠野市公衆衛生組合連合会では、生ごみ減量のため、ごみ処理容器(コンポスト)及び生ごみ処理機(電動・手動)の購入補助をしていますが、このことを知っていますか。また、これまでの利用実績と今後の予定について、該当する欄に○を記入してください。



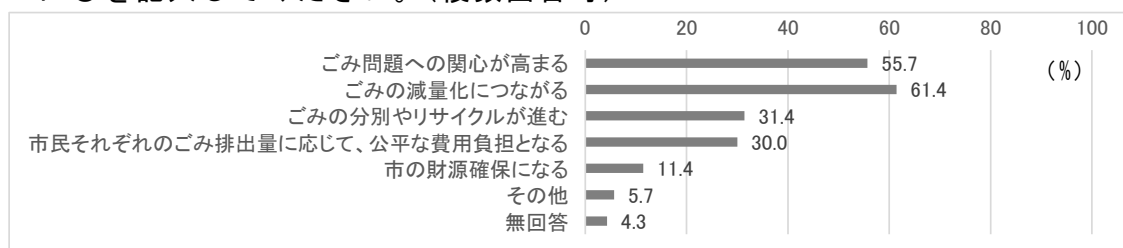
Q15 遠野市公衆衛生組合連合会では、資源ごみのリサイクルを推進するため、自治会やPTAなどが資源ごみ（缶、びん、段ボールなど）を回収し、買取業者に販売した量に応じて奨励金を交付していますが、このことを知っていますか。また、これまでの取組実績と今後の予定について、該当する欄に○を記入してください。



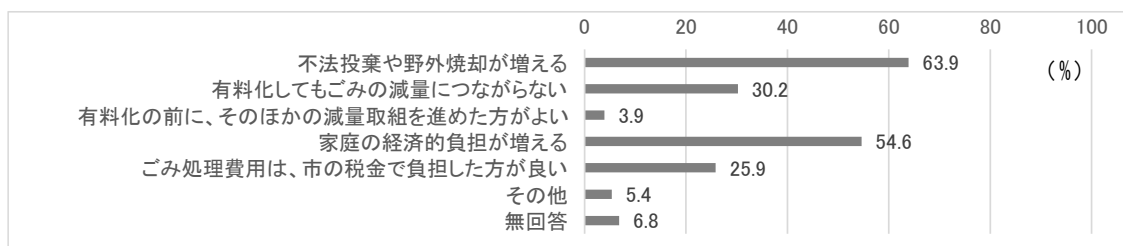
Q16-1 当市では、家庭系の集積所収集ごみは、処理手数料無料としています（可燃ごみ指定有料袋販売代金には、製造原価等のみで処理費用を上乗せしていないため、処理手数料は無料）が、家庭ごみの処理について、市民がごみ排出量に応じて費用を負担する、処理手数料の有料化について意見をお聞きます。該当する欄1つに○を記入してください。



Q16-2 前の質問（Q16-1）で、「1 導入すべき」又は「2 どちらかといえば導入すべき」と回答した方にお聞きます。その理由は何ですか。該当する欄に○を記入してください。（複数回答可）



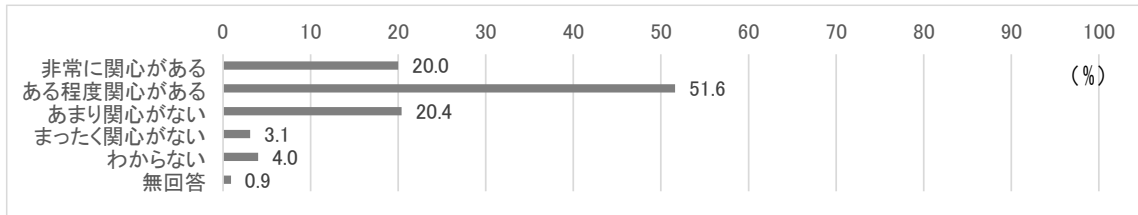
Q16-3 Q16-1の質問で、「3 どちらかといえば導入しないほうがよい」又は「4 導入すべきでない」と回答した方にお聞きます。その理由は何ですか。該当する欄すべてに○を記入してください。



イ 中学生

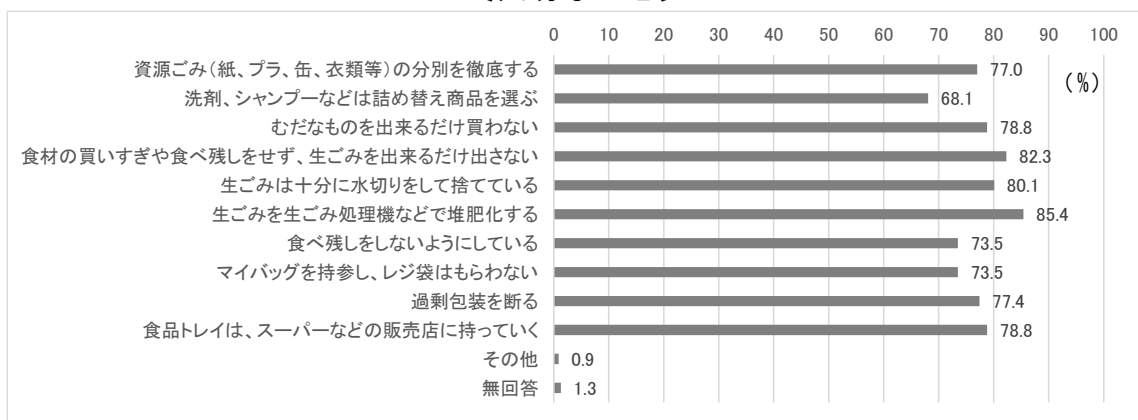
●回答結果

Q10 あなたは、ごみの減量やリサイクルなどに関心はありますか。あてはまる項目1つに○印を記入してください。

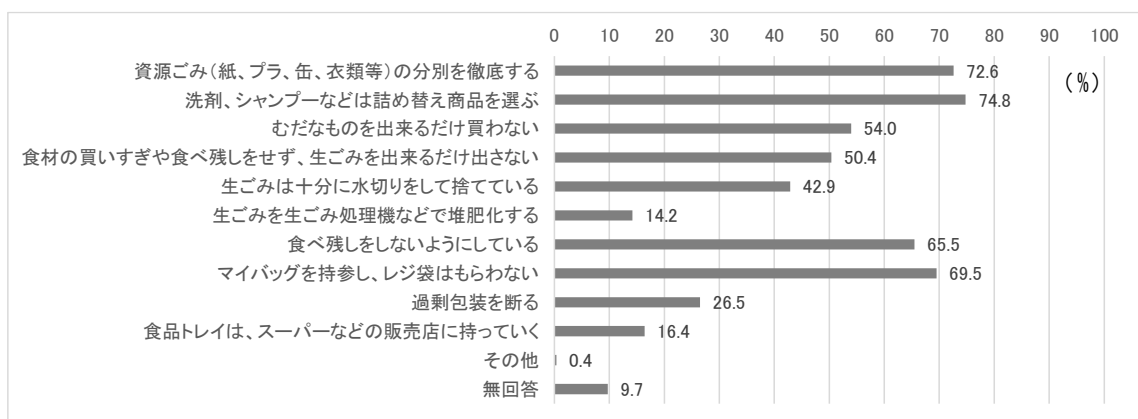


Q11 ごみの減量やリサイクルを進めるうえで大切なこと、また取り組んでいることについてお聞きします。それぞれ、該当する欄に○を記入してください。(複数回答可)

〔大切なこと〕



〔取り組んでいること〕

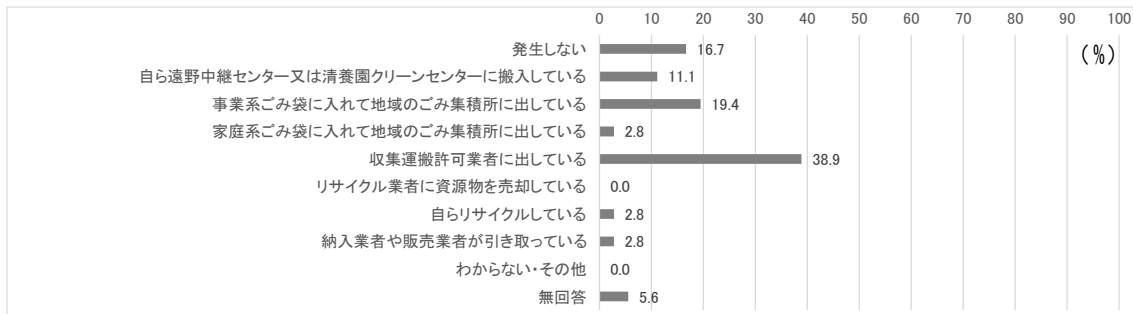


ウ 事業所

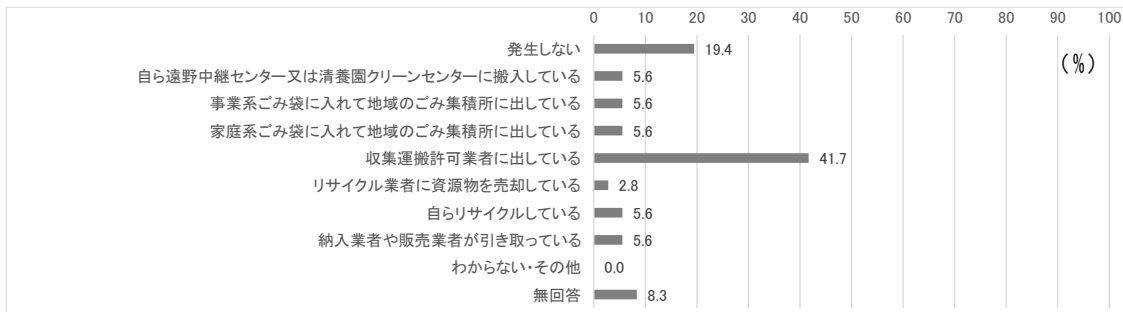
●回答結果

Q10 あなたの事業所では、事業系ごみをどのように処理していますか。
品目毎に該当する欄に○を記入してください。複数の処理をしている場合は、
多いものに○を記入してください。

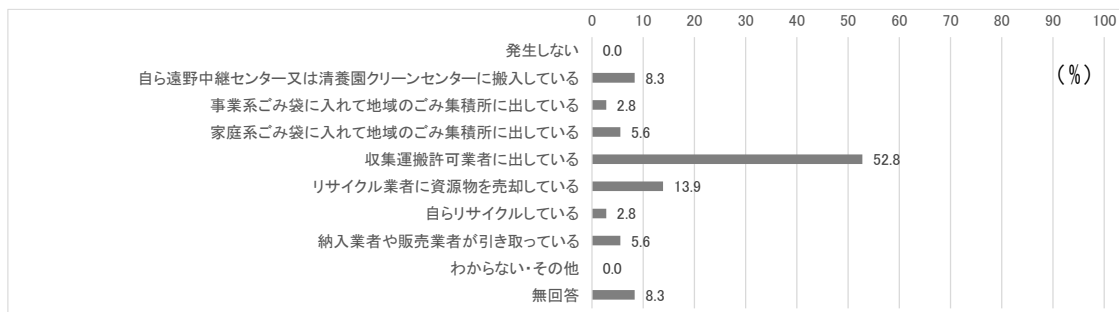
〔生ごみ〕



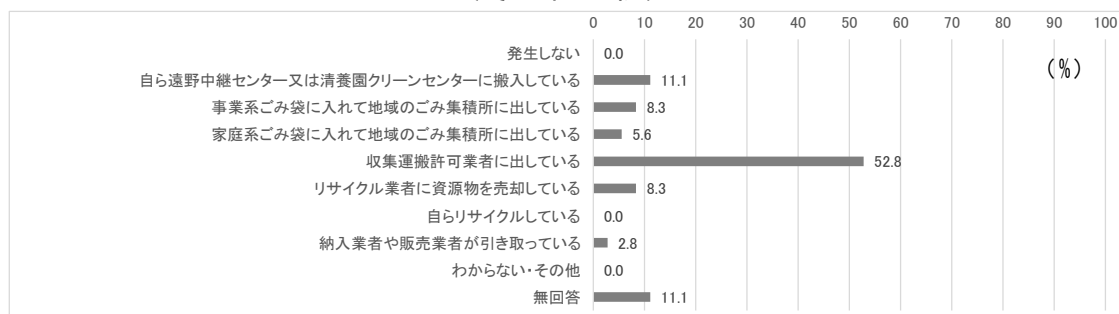
〔新聞〕



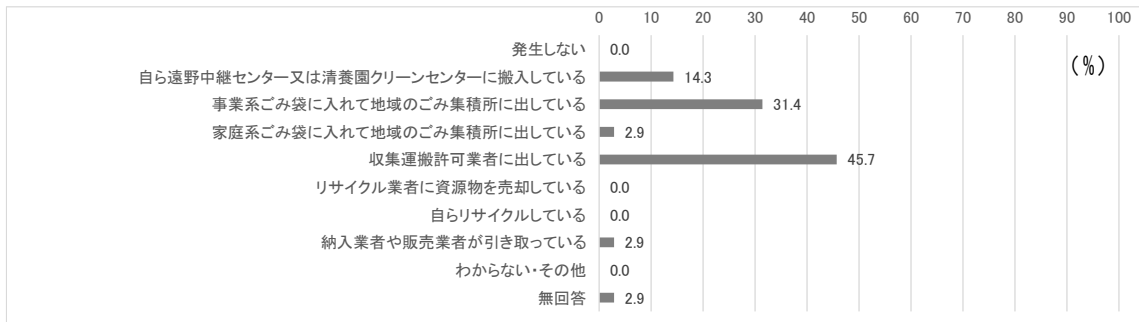
〔段ボール〕



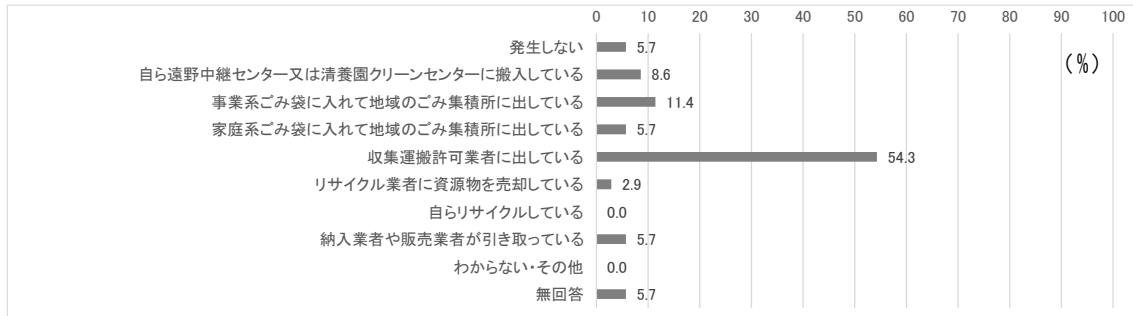
〔その他の紙〕



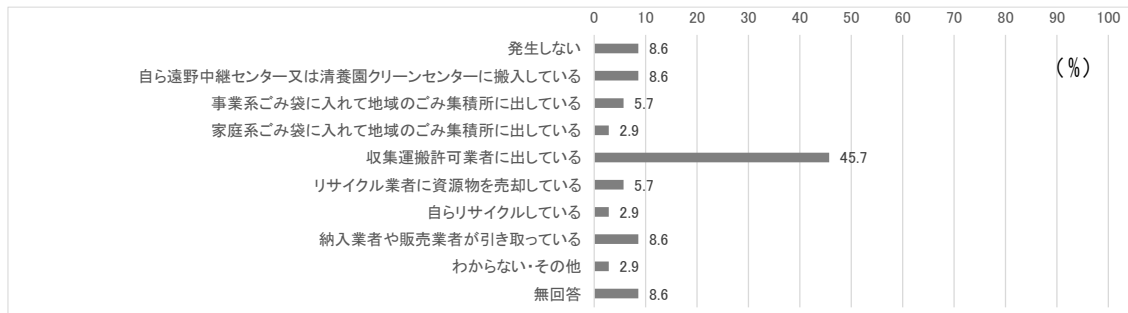
〔もえるごみ〕



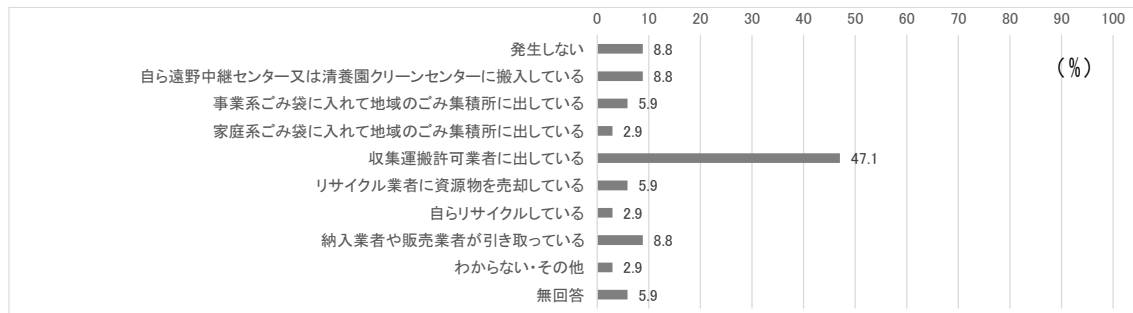
〔プラスチック製容器包装〕



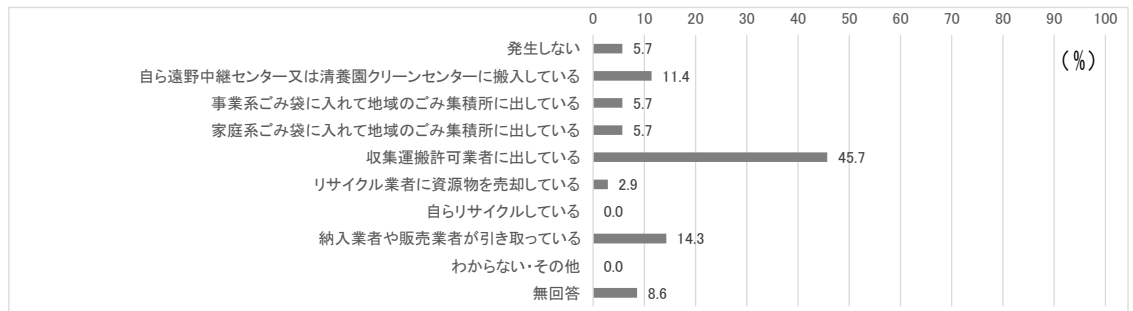
〔飲料缶〕



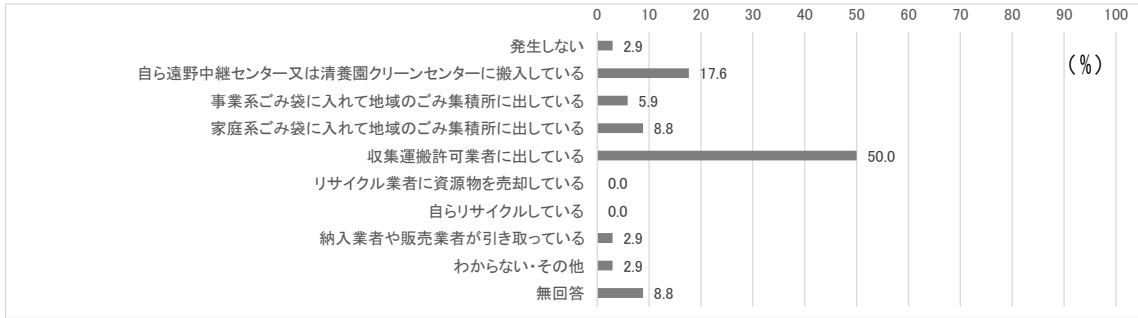
〔ペットボトル〕



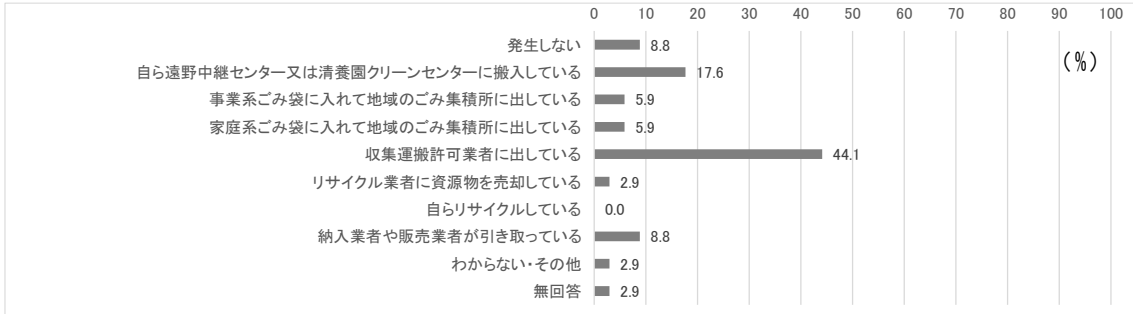
〔びん〕



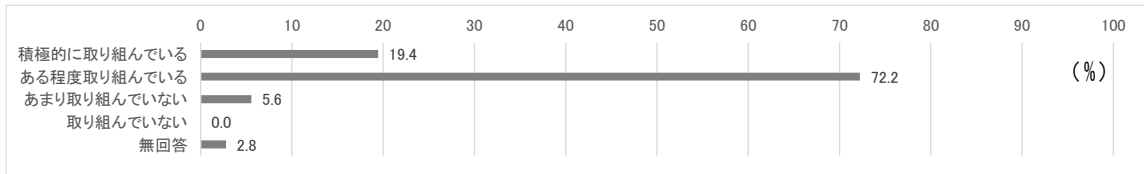
〔もえないごみ〕



〔粗大ごみ〕

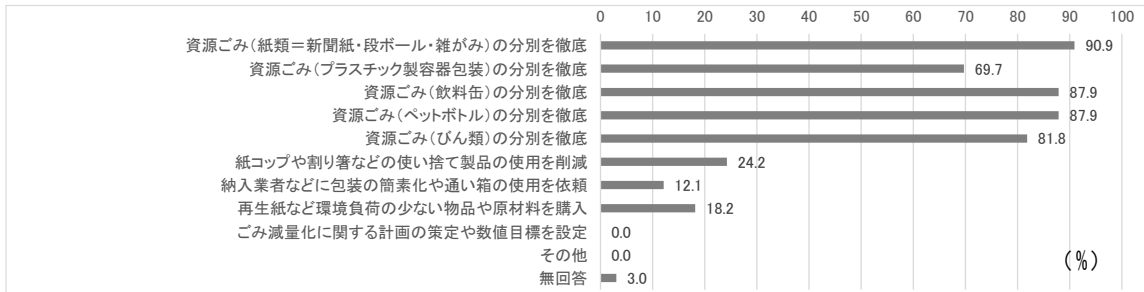


Q11 あなたの事業所は、ごみの減量やリサイクルに取り組んでいますか。
該当する欄1つに○を記入してください。

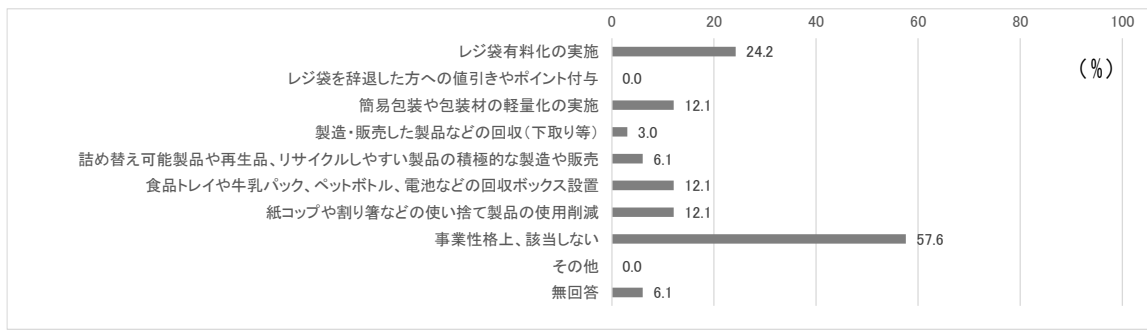


Q12 Q11で「1 積極的に取り組んでいる」又は「2 ある程度取り組んでいる」と回答した方にお聞きします。
あなたの事業所では、どのようなごみの減量やリサイクルに取り組んでいますか。該当する欄に○を記入してください。

〔社員・従業員などに対する取り組み（複数回答可）〕



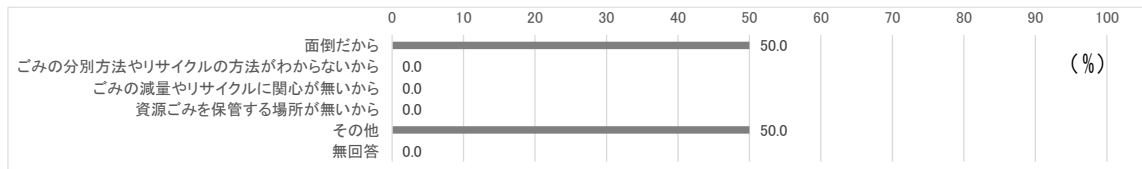
〔顧客に対する取り組み（複数回答可）〕



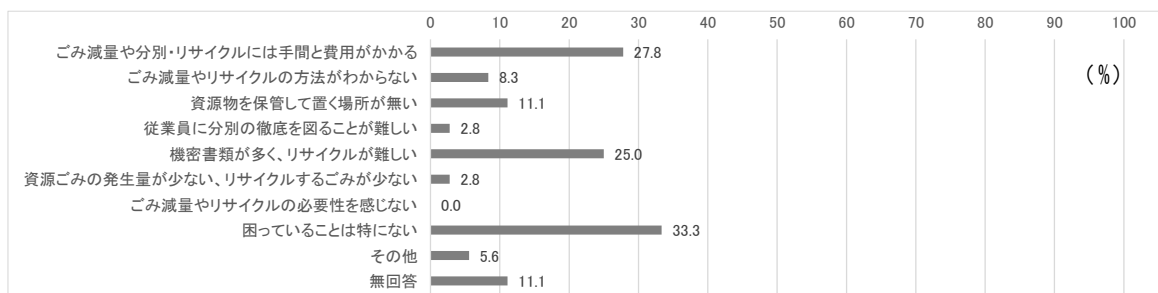
Q13 Q11で「3 あまり取り組んでいない」又は「4 取り組んでいない」と回答した方にお聞きします。

ごみの減量やリサイクルに消極的な理由は何ですか。

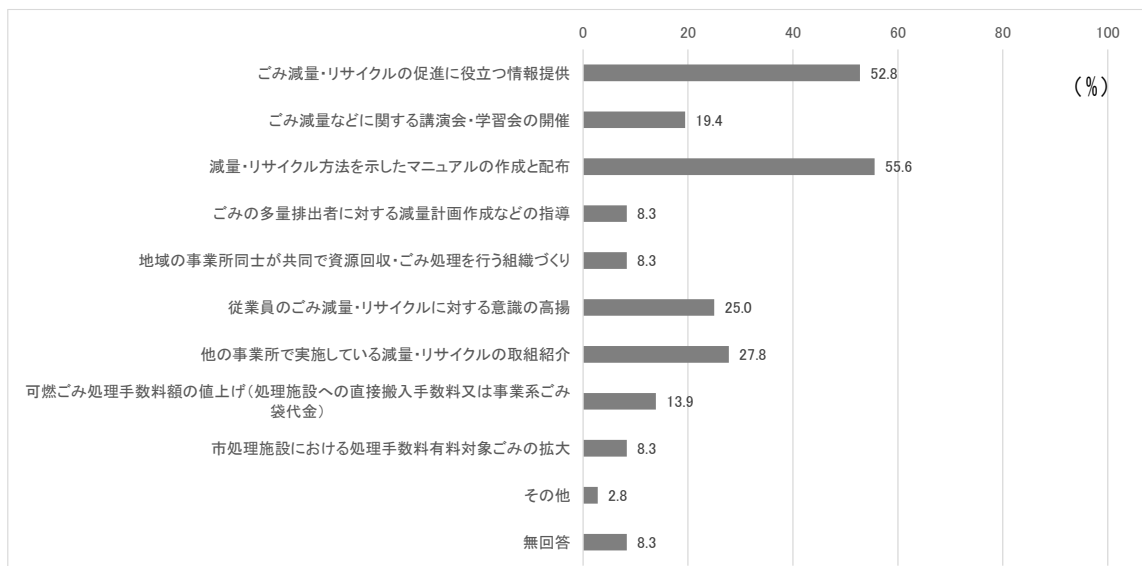
該当する欄に○を記入してください。（複数回答可）



Q14 あなたの事業所で、ごみ減量・リサイクルや適正処理に取り組む上で困っていることは何ですか。該当する項目すべてに○を記入してください。



Q15 市内の事業系ごみを減量し、又はリサイクルを促進するために、どのような施策が必要と考えますか。必要と考える項目3つに○を記入してください。



2 用語解説

【あ行】

■一般廃棄物

廃棄物処理法においては、産業廃棄物以外の廃棄物と定義されている。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「生活排水」に分類される。

「ごみ」は、一般家庭の日常生活に伴って生じる「生活系ごみ」と、事業所、商店、飲食店等の事業活動によって生じた紙ごみ、生ごみ等の「事業系ごみ」に分類される。

【か行】

■家電リサイクル法

(平成10年法律第97号)

正式には「特定家庭用機器再商品化法」といい、平成13年4月から施行になった。

不要になったエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機の4品目を小売業者が有料で引き取り、メーカー等には回収とリサイクルの義務を、消費者には収集運搬料金・リサイクル料金等の費用負担を義務づけている。

■協働

市民・事業者・行政が、それぞれの役割と責務を明らかにし、協力、連携して、相互の信頼関係を築きながら、まちづくりやごみの減量などの事業を進めていくこと。

■許可業者

廃棄物処理法に基づき、市町村長の許可を受けて、一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者。遠野市では、事業系ごみ等の収集・運搬を行っている。

■グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性をよく考え、リサイクル製品や省エネルギー製品等、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

■ごみ質

一般的に燃えるごみの三成分(水分、灰分、可燃分)の比率や、構成品目である紙・布類、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類等

の構成比率、発熱量等で表されるごみの物理的あるいは化学的性状の総称。

■ごみ処理手数料有料化

市町村が一般廃棄物の処理について手数料を徴収する行為のこと。廃棄物の処理について、排出者が一定の費用を負担することで、排出量に応じた負担の公平化、ごみの排出抑制及び再生利用の推進、並びに住民の意識改革等の効果が期待できる。

なお、指定ごみ袋の価格に廃棄物処理の手数料を上乗せせずに販売することは厳密には「有料化」には該当しない。

【さ行】

■最終処分

再使用または再資源化できないごみ、中間処理後の残渣などを埋立処分すること。埋立処分を行う施設を最終処分場という。

■再使用(リユース:Reuse)

使用済みとなった製品の中で、もう一度使えるものはごみとして廃棄せずそのまま再利用すること。具体的には、①ユーザーから回収された使用済み機器をそのまま、もしくは修理などを施した上で再び別のユーザーが利用する「製品リユース」、②製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、③ユーザーから回収された機器などから再使用可能な部品を選別し、そのままもしくは修理などを施した上で再度使用する「部品リユース」などがある。

■再生利用(リサイクル:Recycle)

ごみを原材料として再利用すること。大きく分けると、原材料として再利用するマテリアルリサイクル(再生利用・再資源化)と、焼却して熱エネルギーを回収するサーマルリカバリー(熱回収)の2種類がある。

■3R(さんあーる)

リデュース(Reduce:発生抑制)、リユース

(Reuse:再使用)、リサイクル(Recycle:再生利用)という循環型社会形成のための3つの言葉を英単語にし、その頭文字のRをとったもの。ごみ減量のキャッチフレーズとして使われる。

■産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法と同法施行令で20種類が指定されている。指定された20種類は、①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック、⑦紙くず、⑧木くず、⑨繊維くず、⑩動物性残さ、⑪動物性固形不要物、⑫ゴムくず、⑬金属くず、⑭ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、⑮鉱さい、⑯がれき類、⑰動物のふん尿、⑱動物の死体、⑲ばいじん、⑳上記19種類の産業廃棄物を処分するために処理したものである。

なお、⑦～⑪、⑰～⑲は排出する業種等が限定されており、それ以外の業種から排出される場合は事業系一般廃棄物となる。

■事業系ごみ

事業活動に伴って発生する廃棄物のうち、廃棄物処理法で定義されている産業廃棄物以外のもの。

本計画に示す事業系ごみ量は、許可業者による収集量と事業者が直接処理施設へ持ち込んだごみ量の合計をいう。

■集団回収

自治会、PTA等の団体が、古紙、鉄・アルミ缶、びん類等の資源物を回収し、資源回収業者に引き取ってもらう活動のこと。

■循環型社会

廃棄物の発生抑制、資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会

■循環型社会形成推進基本法

(平成12年法律第110号)

循環型社会の形成を促進する基本的な枠

組みとなる法律。廃棄物やリサイクルの対策を総合的に推進するための基盤を確立するものであり、この基本法に従って、企業や消費者の行動を具体的に規定する個別法が整備されることになる。

個別法のうち、「廃棄物処理法」、「資源有効利用促進法」は社会全体の枠組みを確立するための一般法として位置づけられ、「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」、「食品リサイクル法」、「建設リサイクル法」、「自動車リサイクル法」及び「小型家電リサイクル法」は個別の物品を対象にしている。

また「グリーン購入法」は環境に配慮した製品の需要拡大を通してリサイクルの推進を支援する法律である。

これらを総称して「循環型社会関連法」という。

■食品リサイクル法

(平成12年法律第116号)

正式には「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」といい、食品関連事業者に、食品の売れ残りや食べ残し、または食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制や減量化により最終的に処分される量を削減するとともに、飼料や肥料等の原材料としての再生利用等を促すことを目的とした法律

■生活系ごみ

一般家庭の日常生活に伴って発生する廃棄物を生活系ごみ(一般廃棄物)という。

本計画に示す生活系ごみ量は、市の収集量と市民が直接処理施設へ持ち込んだごみ量の合計をいう。

【た行】

■ダイオキシン類

物の焼却の過程等で自然に生成される副生成物であり猛毒物質である。主な発生源はごみ焼却による燃焼や製鋼用電気炉、たばこの煙、自動車排ガスなどである。

「ダイオキシン類対策特別措置法」では、

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーPCB を含めてダイオキシン類と定義している。

■ダイオキシン類対策特別措置法 (平成11年法律第105号)

ダイオキシン類による環境汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制・汚染土壌に係る措置等を定めることにより、国民の健康の保護を図ることを目的として、平成12年1月に施行された。

■中間処理

収集したごみをリサイクルや埋立処分するために行う処理。もえるごみの焼却、不燃ごみの破碎、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立後も環境に悪影響を与えないように処理すること。さらに、鉄やアルミ、ガラスなど再利用できるものを選別・回収する機能もある。

【な行】

■生ごみ処理容器・処理機

生ごみの減量化、堆肥化等を目的とする機器。微生物の働きによって分解するものや熱によって乾燥させるもの等がある。

■熱回収

廃棄物を焼却処理する際に出る熱エネルギーを回収し、利用すること。ごみの焼却から得られる熱は、温水の熱源や蒸気を利用した発電エネルギー等として利用される。

【は行】

■廃棄物

廃棄物処理法において廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ動物の死体、その他汚物又は不要物であり、固形状又は液状のものを

いう。

■廃棄物処理法

(昭和45年法律第137号)

正式には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」といい、「清掃法(昭和29年法律第72号)」を全面改正し、昭和45年に制定された。

この法律は、廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としている。

平成9年には、①廃棄物の減量化とリサイクルの推進、②廃棄物処理の信頼性・安全性の向上、③不法投棄対策を柱とする大幅な改正が行われている。

また平成12年には、①廃棄物の不適正処理対策、②施設許可等の規制強化などの改正が行われている。

■排出抑制

不用となったものを再使用や再生利用するなど、ごみとして排出される量を減らすこと。

■発生回避(リフューズ: Refuse)

不要なチラシやレジ袋の受取りを断ったり、必要な物だけ購入するなど、ごみになるものを拒否し、発生源から絶つこと。

■発生抑制(リデュース: Reduce)

ごみの発生自体を抑制すること。事業者は、原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売に至るすべての段階での取組が求められる。消費者は、使い捨て製品や不要な物を購入しない、過剰包装の拒否、よい品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般に渡る取組が必要である。

る。

■不法投棄

家庭や会社等から排出される廃棄物を山林や河川敷等、定められた場所以外に廃棄することをいう。廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」と定められており、法律に違反した場合の罰則も定められている。

【ま行】

■マイバッグ(運動)

買い物袋を持って行き、レジ袋を使わないようにすること。レジ袋を有料にしたり、レジ袋を使わなかった時にポイントを付与するなど、マイバック運動を支援する取組を展開する店舗も増えている。

【や行】

■有料化→ごみ処理手数料有料化

■容器包装リサイクル法

(平成7年法律第112号)

正式には「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」といい、平成9年4月から一部施行され平成12年4月に完全施行された。消費者に分別排出、自治体に分別収集、メーカーに再商品化を義務付け、一般ごみの容積比率で約6割を占めていた容器包装類の削減をめざし、本法に基づきリサイクルを推進した結果、現在では5割程度までに縮減してきている。

■4R(よんあーる)

リフューズ(Refuse:発生回避)、リデュース(Reduce:発生抑制)、リユース(Reuse:再使用)、リサイクル(Recycle:再生利用)という循環型社会形成のための4つの言葉を英単語にし、その頭文字のRをとったもの。当市では、この4Rを推進している。

【ら行】

■リサイクル(Recycle)→再生利用

■リデュース(Reduce)→発生抑制

■リフューズ(Refuse)→発生回避

■リユース(Reuse)→再使用